

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、次のとおり平成29年4月1日現在の職員数を公表する。

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	42	24.4	主事補	25	85	49.4	係員級
				主事	9			
				技師	1			
				技師補	7			
	計	42						
2級	特に高度の知識又は経歴を必要とする業務を行う職務	20	11.6	主事補	2	85	49.4	係員級
				主事	12			
				技師	4			
				技師補	2			
	計	20						
3級	主任の職務	23	13.4	主事（主任）	11	85	49.4	係員級
				技師（主任）	12			
				計	23			
4級	主査、係長及び所長の職務	64	37.2	係長	54	64	37.2	係長級
				主査	9			
				技師	1			
				計	64			
5級	参事の職務	0	0.0	参事	0	0	0.0	参事級
				計	0			
6級	課長、事務局長及び学校給食センターのセンター長の職務	19	11.1	課長	16	19	11.1	課長級
				事務局長	2			
				センター長	1			
				計	19			
7級	部長及び教育次長の職務	4	2.3	部長	3	4	2.3	部長級
				教育次長	1			
				計	4			
合計		172	100.0					